



第4回 景観づくり勉強会
竹原市の魅力ある景観づくりを考えよう!!
～景観を守り・育て・活かすために～



○ 竹原市景観 17 選について

(1) 目的

本市の**新たな景観資源の発掘**と**良好な景観づくり**に向けた**意識啓発**を図るため、市内の好きな景色や気に入っている風景、次世代に残したい景観など、魅力ある景観写真を募集し「**竹原市景観17選**」を選定する。

～竹原市景観17選とは？～

景観法が平成16年（2004年）6月に制定されてから17年目となる令和3年（2021年）に「竹原市景観計画」を策定することから17選とした。

(2) 応募状況

- ・ 応募写真：市内の景観写真
(昔の写真も可)
- ・ 応募期間：10月7日～12月27日
- ・ 応募数：199作品



竹原市景観 17 選 写真募集

応募写真	竹原市内の景観写真
応募方法	応募写真と応募用紙を応募先まで提出 ●デジタルデータ（メール・持参・郵送） ●プリントした写真（持参・郵送） ※任意様式の場合①撮影場所②応募者氏名・住所・連絡先 ③コメント（写真の説明や思い出）を記載 ※応募用紙は市のホームページからダウンロードしてください
申込・問合せ先	竹原市役所 建設部 都市整備課（担当：伊藤・山道） 〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号 E-Mail：toshi@city.takehara.lg.jp
	申込締切 12/27(金)必着

○ 竹原市景観 17 選について

(3) 1次審査（一般投票）

1) 場所及び期間

- ・ 竹原駅前あいふる通り 9月18日（金）～20日（日）
- ・ 道の駅たけはら 9月21日（月）～10月4日（日）
- ・ 竹原市役所 10月5日（月）～16日（金）

2) 投票状況

- ・ 投票方法：応募写真 199 作品から 1 人 5 作品まで投票
※期間中 1 回限り
- ・ 投票数：309 人（1425 票）



竹原駅前あいふる通り



道の駅たけはら



竹原市役所

○ 竹原市景観 17 選について

(4) 2次審査 ※本日

1次審査で選ばれた49作品から、分野ごとに竹原らしさを感じ「魅力的と思う景観」や「将来に残したい景観」に投票。**投票結果から、25作品程度を選定。**

- ◆ **自然景観（24作品から3作品まで投票）** ⇒ **12作品程度を選定**
 - ・ 河川、湖、農地など（6作品）
 - ・ 山々、樹木など（8作品）
 - ・ 海岸、多島美など（10作品）
- ◆ **歴史文化景観（20作品から3作品まで投票）** ⇒ **10作品程度を選定**
 - ・ 町並み、建造物など（11作品）
 - ・ 遺跡、伝統行事など（9作品）
- ◆ **都市景観（5作品から2作品まで投票）** ⇒ **2作品程度を選定**
 - ・ 市街地、産業など（5作品）



景観計画策定委員会で最終審査を行い17作品決定

竹原市景観計画の策定について (中間報告)

市の景観資源や魅力の発掘

- ・ 町並み保存地区の景観
- ・ 的場公園からの海や島々の景色
- ・ バンブー公園の桜
- ・ 黒滝山、朝日山からの眺望
- ・ 赤土のじゃがいも畑と背景の瀬戸内海
- ・ 竹原北部の水田、田園景観



その他の意見

- ・ 歩きながら楽しめる景観づくり
- ・ 生活に直結させることが重要
- ・ 住民が主となって感性を育て、来訪者へ発信することが重要
- ・ 国道などの沿道景観に注力する

目指す景観づくりのイメージ、将来像

◆全体ワーク

重点的に景観づくりを進める地区

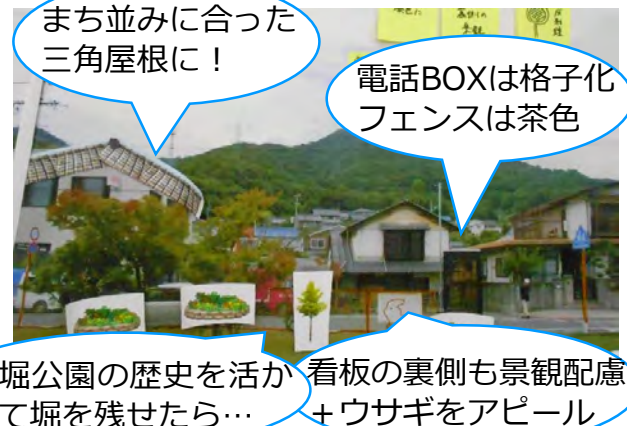
◆グループワーク

目指す景観づくり
将来像

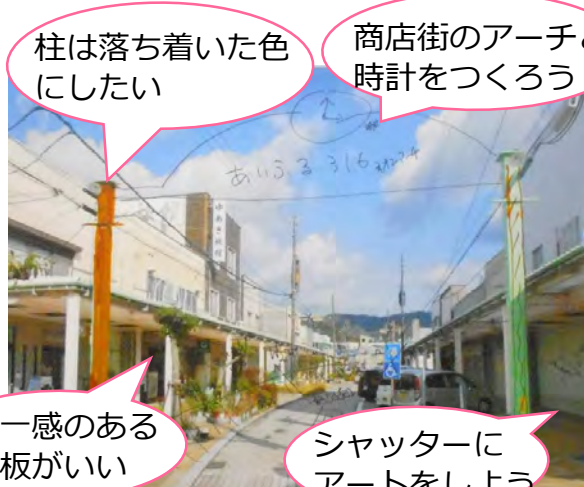
町並み保存地区周辺



忠海市街地周辺



竹原駅前周辺



国道432号周辺



地域でできること、行政が取り組むこと

【担い手】行政：● 事業者・団体：▲ 住民：■

田園集落ゾーン



田万里町の菜の花畑

- ・賀茂川や耕作放棄地等のまちぐるみでの草刈り ●●
- ・太陽光パネルの設置場所の規制 ▲●
- ・観光資源の維持 ■●▲
- ・地域おこし協力隊の派遣 ●

山なみゾーン



黒滝山

- ・沿道や展望台の枝剪、清掃 ●■
- ・眺望点、写真スポットの整備 ●■
- ・太陽光パネルの規制、移設 ▲●
- ・魅力的な場所の情報発信 ●
- ・貴重な動植物の保護とPR ●

多島美ゾーン



瀬戸内の多島美

- ・海岸や沿道、展望台の清掃 ■●
- ・眺望点の整備、管理 ■●
- ・竹原港へのアクセス改善 ▲
- ・停泊船、個人船の整備と管理 ■●
- ・観光客が周遊できる交通手段や歩道の整備 ●▲

まちなかゾーン



竹原駅前商店街

- ・安全なまちづくり ●▲■
(街灯の設置、歩車道の分離等)
- ・空き店舗、空きビルの活用 ●▲■
- ・若者が集まるコミュニティづくり ●▲
- ・地域と子供達による緑化、ものづくり ●●
- ・地域への愛着と活性化のため

住宅地ゾーン



忠海市街地

- ・建物に統一感をもたせる ●■
- ・定期的な清掃活動 ■
- ・祭りの活性化 ■
- ・ドブ川の解消、暗渠化、街灯設置 ●
- ・まちなみとの繋がりをもたせる ●▲■
(色、高さ、植物等)

歴史まちなみ地域



町並み保存地区

- ・空き家の活用、修復、撤去 ▲●■
- ・建物や看板等の色彩、高さ規制 ●
- ・自動車の進入規制 ●
- ・下水道の整備、無電柱化 ●
- ・建物の修理、修景(季節の花を飾る) ●■

○ 竹原市景観計画の構成

第1章 景観計画の目的

- 景観計画とは
- 景観計画策定の背景・目的
- 景観計画の位置づけ

第2章 竹原市の景観特性

- 竹原市の景観要素
(自然, 歴史・文化, 都市的景観)
- 景観形成に関する課題

第3章 景観形成に関する将来像と方針

- 竹原市が目指す
景観づくり
- 重点地区の景観づくり

第4章 良好な景観形成のための行為の制限

- 届出対象行為
- 景観形成基準
- 屋外広告物の表示・設置

第5章 景観重要建造物、景観重要樹木等

- 景観重要建造物・景観
重要樹木の指定方針
- 景観重要公共施設
の整備方針

第6章 景観まちづくりの推進

- 計画実現に向けた役割
- 良好な景観形成の推進に向けて

第1回
勉強会
意見反映

第2回
勉強会
意見反映

中間報告

(本日)

第3回
勉強会
意見反映

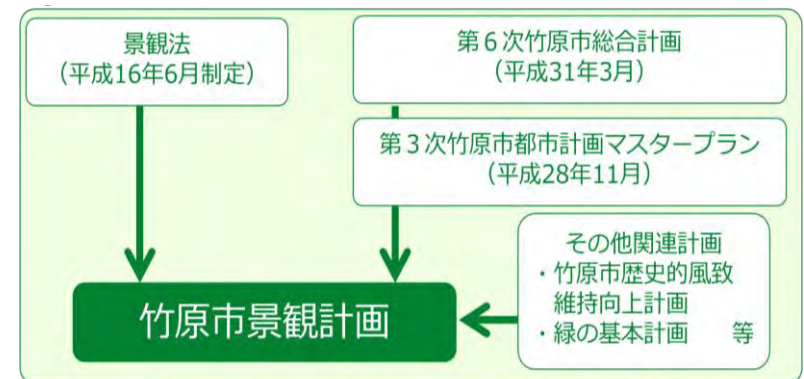
第1章 景観計画の目的

(1) 景観計画策定の背景・目的

- 本市は、美しい自然景観、町並み保存地区に代表される歴史・文化的景観など多彩な景観を有しています。
- 竹原固有の**良好な景観を守る**とともに、**新たな魅力ある景観を創出し、次の世代に引き継いでいく**ことが重要。
- 自然や歴史・文化を生かした竹原らしい豊かな景観づくりを**市民、事業者及び行政の連携・協働**で行うことを目的に「竹原市景観計画」を策定します。

(2) 景観計画の位置づけ

- 良好な景観の実現に向けた考え方や方向性、実現方策等を定める「**景観部門のマスタープラン**」。
- ルールに基づく**規制・誘導**ができ、**良好な景観形成**ができる。



景観計画や関連分野との連携により、まち全体の価値を高めていく



第2章 竹原市の景観特性

(1) 竹原市の景観特性

自然的景観

河川・湖
の景観



海岸・
多島美
の景観

山々や
自然歩道
の景観



農地
の景観

歴史・文化的景観

伝統的な
建造物
(群)
の景観



集落
の景観

史跡・
天然記念物
の景観



伝統行事
・祭の
景観

都市的景観

市街地
の景観



幹線道路沿い
の景観

産業景観



都市公園
の景観

第2章 竹原市の景観特性

(2) 景観形成に関する課題

課題1 良好な景観の保全

- 視点場の維持管理、景観を阻害する建造物等の開発・建築の制限（黒滝山の眺望等）
- 多島美景観、島や海の景観保全
- 歴史的なまちなみなど、後世に引き継ぐ重要な資源・景観の適切な維持管理
- 伝統行事・祭を守るため周辺地域との連携

課題2 地域資源の価値を高める

- 市の玄関口として魅力ある景観づくり（主要道路沿道、駅前等）
- 魅力的な景観など市内外への魅力の発信
- 市民や観光客が歩きたくなるような景観づくり（竹原駅前～町並み保存地区等）



眺望点の保全・改善



伝統行事・祭の継承



歩きたくなる景観づくり

第2章 竹原市の景観特性

課題3 景観阻害要素の改善

- 建造物や広告物などに対する適切なルールづくり
(歴史的まちなみや主要道路沿道等)
- 良好な景観を阻害する要素の解消、周辺景観との調和
(太陽光パネル、空き店舗や空家等)



沿道の屋外広告物等



海岸沿いの太陽光パネル

課題4 景観形成に向けた仕組みづくり

- 市民等と行政との協働による魅力ある景観づくり
- 良好な景観の保全や形成を行う上でのルールづくりや景観イメージの醸成



景観づくり勉強会

第3章 景観形成に関する将来像と方針

(1) 景観形成の将来像

竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち

竹原らしい景観を、一人ひとりが守り・活かすことで、これからも四季を通じて美しく、魅力ある竹原を守りつづけるとともに、資源を生かした交流を促進させ、地域に賑わいを生むことを目指します。

(2) 景観形成の基本方針

◇誇りある景観を「まもる」

竹原が誇る自然景観や歴史・文化的景観などの竹原固有の景観を守り、将来に継承していく景観づくり



◇魅力ある景観を「みがく」

竹原の魅力を新たに創出する景観づくりや今ある資源を活用し、磨き上げ、発信することで竹原の魅力と価値を高める景観づくり



◇愛着ある景観を「ととのえる」

竹原の良好な景観を阻害する要因を改善し、周辺景観と調和する景観づくり



◇一人ひとりの力を「つなぐ」

美しい景観を将来につなげるため、市民・事業者・行政が役割を分担し、一人ひとりが力を合わせて、景観づくりの輪を広げる



第3章 景観形成に関する将来像と方針

(3) 景観計画区域とゾーニング

- 市全体での良好な景観形成を進めるため、**全域を景観計画区域**とします。
- 同じ景観特徴をもつ地域毎で景観形成を進めるため、**5つのゾーンと2つの景観軸**に区分します。



(4) 重点地区

- 特に竹原らしい景観を有しており、**将来にわたって景観を保全すべき地区**または**竹原らしい魅力と活力のある景観を創出すべき地区**を重点地区（4地区）と位置付ける。



竹原駅前周辺



竹原シンボルロード周辺



町並み保存地区周辺



忠海市街地周辺

第3章 景観形成に関する将来像と方針

(5) ゾーン別の景観づくり

まちなかゾーン



竹原駅前商店街

「まもる」

- ☞ ノスタルジックな雰囲気を残し、親しみのある景観を維持
- ☞ 都市的な市街地景観と竹の植栽による良好な沿道景観を維持

「みがく」

- ☞ 歩きたくなる、心地よさと魅力を感じる沿道と店舗一体の景観
- ☞ 公共施設ゾーンは市民が日常的に集いたくなる竹原らしい景観

【対象地区】 竹原駅・駅前商店街、新開地区（土地区画整理事業）

住宅地ゾーン



吉名地区

吉名地区

「まもる」

- ☞ 周辺環境と調和した、ゆとりと落ち着きのある住宅地景観
- ☞ 地域で受け継いできた伝統行事等がつくりだす景観の継承

「みがく」

- ☞ 公園・緑地の適正な配置や施設整備による居心地のいい空間創出
- ☞ 開発等における建築物の形態・色彩、緑化等による良好な景観

【対象地区】 吉名駅周辺、大乘駅周辺、忠海駅周辺、下野町

歴史まちなみ地域



町並み保存地区

「まもる」

- ☞ 歴史的建築物の維持と住環境の確保による歴史と生活が融合したまちなみ保全
- ☞ 本川と忠海の雁木・常夜灯等の維持による歴史的景観との調和

「みがく」

- ☞ 歴史的まちなみと調和した街路・サイン整備による魅力向上

【対象地区】 町並み保存地区、忠海市街地

第3章 景観形成に関する将来像と方針

田園集落ゾーン



田万里町の菜の花畑

「まもる」

- ☞ 集落と農地が調和した田園景観の保全、田畑等の適切な維持管理
- ☞ 湯坂温泉郷は安らぎと情緒が感じられる温泉地としての景観

「ととのえる」

- ☞ 耕作放棄地となっている農地再生
- ☞ 空き家等の景観阻害要因の改善による安らぎのある集落景観
- ☞ 太陽光発電設備の設置区域や色彩、植栽などの工夫

【対象地区】 北部、小梨、宿根地区など

多島美ゾーン



瀬戸内の多島美

「まもる」

- ☞ 瀬戸内海の魅力ある景観を構成する自然資源の保全
- ☞ 老朽化が進む大久野島の歴史遺構の保全

「みがく」

- ☞ 多島美を楽しむ景観ルート、眺望点、人々が集う空間づくり
- ☞ 忠海駅や忠海港の建築物等の修景など玄関口としての魅力向上

【対象地区】 瀬戸内海沿岸、大久野島、国道185号

山なみゾーン



黒滝山

「まもる」

- ☞ 山林の育成・手入れや風致地区の保全による、山林景観の保全
- ☞ 仁賀ダム・芙蓉湖周辺の水辺と山林が調和した親水景観の保全

「みがく」

- ☞ 朝日山や黒滝山等の展望台や案内板、ルート整備による魅力的な景観創出

【対象地区】 朝日山・黒滝山等のランドマーク、市街地を取り囲む山々

第3章 景観形成に関する将来像と方針

沿道景観軸



国道432号



国道185号

「まもる」

- ☞ 国道185号は瀬戸内海を望む眺望景観の確保等による魅力ある沿道景観
- ☞ 国道432号は竹の植栽などシンボルロードとして良好な沿道景観

「みがく」

- ☞ 歩きたくなる、滞留したくなる歩行者中心の沿道景観づくり
- ☞ 国道185号の中心市街地での無電柱化による良好な市街地景観

「ととのえる」

- ☞ 沿道の空き家・空き店舗対策による連続性のある沿道景観づくり

【対象道路】 国道185号、国道432号

河川景観軸



賀茂川

「まもる」

- ☞ 賀茂川の桜並木や干潟等の自然景観や自然緑地の保全
- ☞ 賀茂川源流の荒谷山周辺では山なみや農地と調和した河川景観

「みがく」

- ☞ 賀茂川河岸や臨海部での人々が集いたくなる景観づくり
- ☞ 仁賀ダム周辺や中国自然歩道等での水と緑のネットワーク形成

「ととのえる」

- ☞ 河川改修においては、周辺環境と調和した・色彩等の工夫

【対象河川】 賀茂川

第3章 景観形成に関する将来像と方針

(6) 重点地区の景観づくり

○ 竹原駅前周辺

➤ 心地よさと魅力を感じる駅前ストリートづくり

- ・ 駅前の魅力ある歩行者空間の創出に向けて、建築物等の形態や色彩のルールづくり、植栽の修景、のぼり旗や看板等の屋外広告物のルールづくりを進める。
- ・ 沿道店舗等において、道路側をオープン（ガラス等）とする、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行う。
- ・ 連続性のある景観を障害する空き店舗等を把握し、関連計画等と連携を図りながら、再生・除却等の取組を検討する。



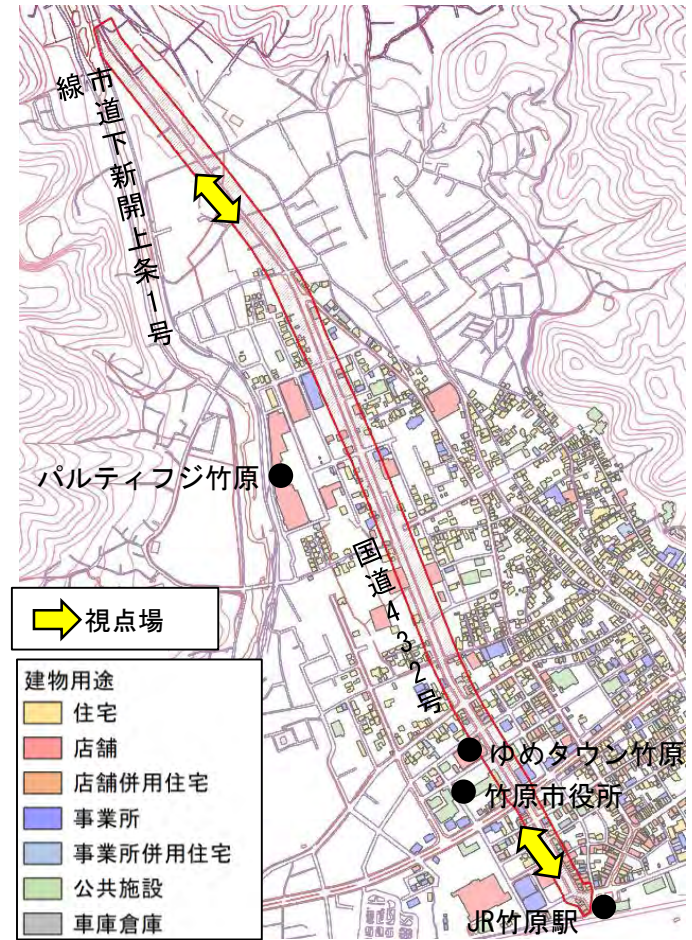
【区域設定の考え方】

市の玄関口として魅力ある景観形成を図る区域として、竹原駅前商店街及び町並み保存地区への主要ルート沿道を設定する。
(区域幅は沿道に面する1宅地)

第3章 景観形成に関する将来像と方針

○ 竹原シンボルロード周辺

- **竹並木と黒煉瓦が織りなすシンボルロードづくり**
 - ・ 沿道の趣きある歩行者空間を維持し、竹原らしいシンボルロードの形成を進める。
- **賑わいと景観が調和した沿道景観づくり**
 - ・ 沿道の建築物・広告物等はにぎわいを演出しつつ、町並み保存地区からの眺望景観を阻害しない色彩にするなど景観上の配慮を行う。
 - ・ 誘導サインは、周辺と調和した統一感のあるデザインとするなど配慮を行う。
 - ・ 沿道に設置された太陽光発電設備等の工作物等は、生垣や植栽等の工夫を図るなど、周辺と調和した景観形成を進める。



【区域設定の考え方】

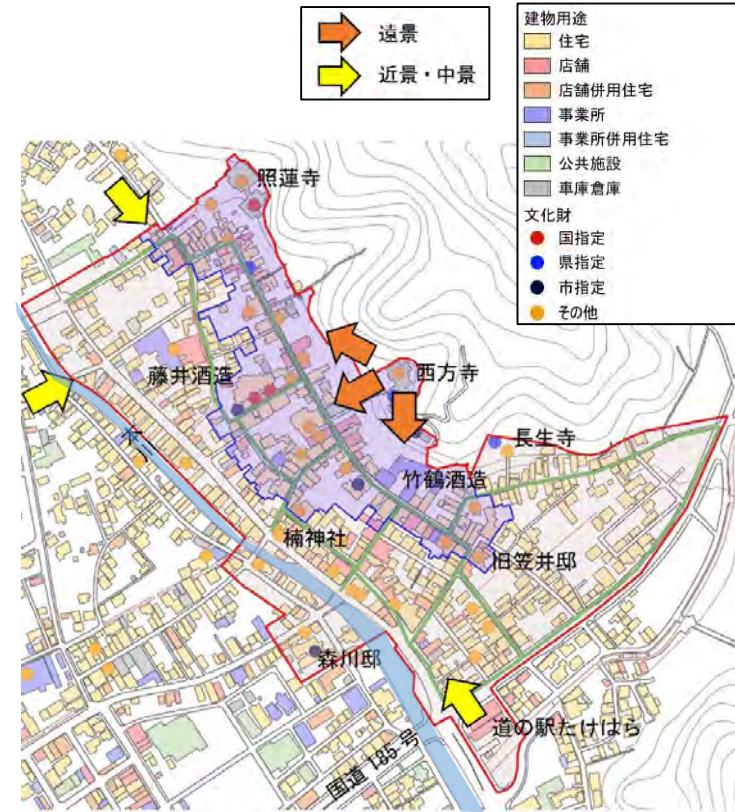
良好な沿道景観形成を図る区域として、**竹原駅から市街地端までの国道432号沿道**を設定する。
(区域幅は沿道に面する1宅地)

第3章 景観形成に関する将来像と方針

○ 町並み保存地区周辺

➤ 町並み保存地区と一体となった歴史景観づくり

- 町並み保存地区へと続く街路や沿道建築物等の景観づくりに力を入れ、**建築物等の形態や色彩のルールづくり、屋外広告物のルールづくり**など、町並み保存地区からの連続性のある景観形成を進める。
- 西方寺普明閣等の**主要な展望地からの眺望景観を阻害する要因**となるものを把握し、**建替・更新の際などに注意喚起**を図る等、適正な措置を講じる。
- 景観を阻害する**空き家等を把握**し、関連計画等と連携を図りながら、**再生・除却等の取組**を検討する。



【区域設定の考え方】
歴史的景観の保存及び形成を図る区域として、**伝統的建造物群保存地区周辺の主要沿道及び西方寺（眺望点）から連続した町並み景観が望める区域**を設定する。

第3章 景観形成に関する将来像と方針

○ 忠海市街地周辺

➤ 忠海地域の玄関口として魅力ある まちなみづくり

- **忠海駅から旧市街地への回遊促進**に向けて、沿道の景観づくり、**建築物等の形態や色彩のルールづくり**、内堀公園等における**居心地のよい空間づくり**を進める。
- **歴史と文化を伝える景観を保全**しながら、市内外に地域資源を発信し、**来訪者の回遊促進**を図る。
- 瀬戸内海の多島美など、黒滝山をはじめとする**展望地からの眺望景観を阻害する要因を把握**し、**建替・更新の際などに注意喚起**を図る等、適正な措置を講じる。



【区域設定の考え方】

歴史と生活が融合したまちなみ景観の保全及び地区内の回遊性向上を図る区域として、地区内の**主要道路沿道及び旧市街地**を設定する。

(区域幅は沿道に面する1宅地)

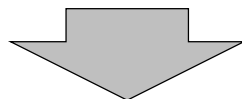


第4章 良好な景観形成のための行為の制限（検討の進め方）

（1）届出対象行為・景観形成基準

一定の規模や基準を超える建築等については、その行為が景観に大きな影響を及ぼす恐れがあり、景観法に基づく以下の事項を定め、守ることが重要です。

- 建築物の建築や工作物の建設などの届出対象行為
- 行為の制限に関する基準（景観形成基準）

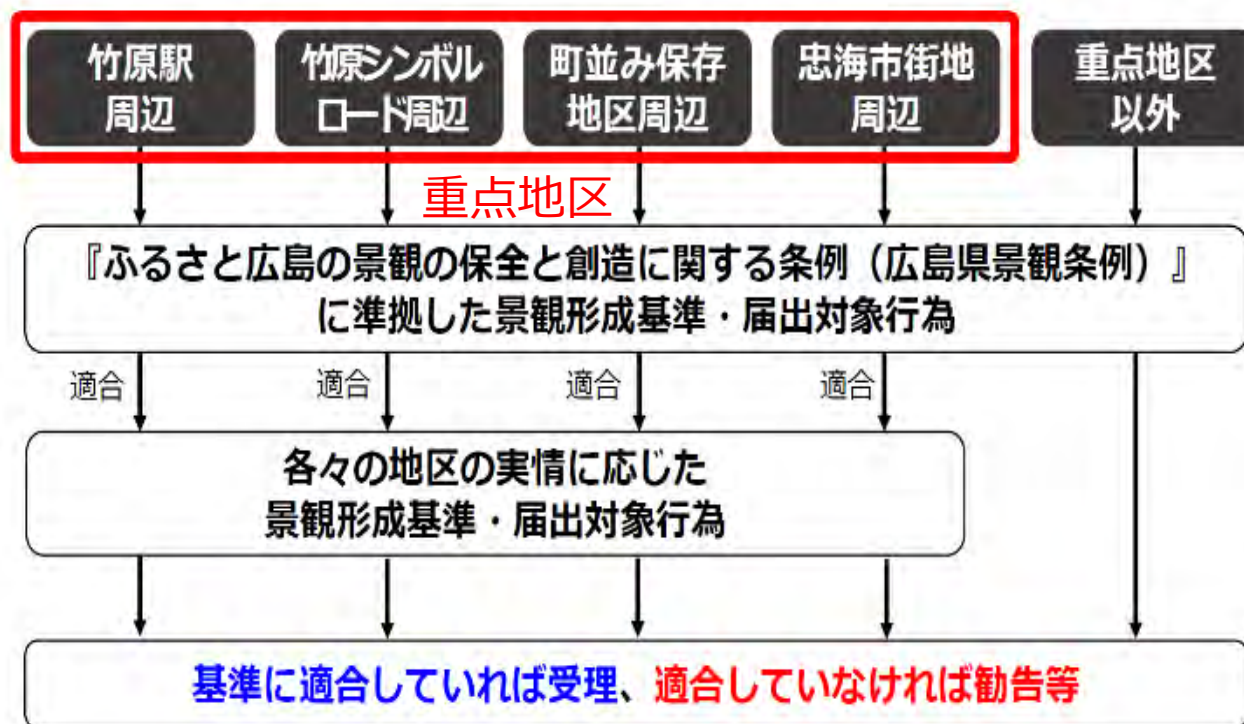


- 届出された行為が景観形成基準に不適合だった場合は、**市が勧告**することが可能。
- 条例により特定届出対象行為を定めると、景観形成基準のうち、**建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限**に適合しない場合は、**設計変更命令**を行うことが可能。

※本市では、伝建地区において基準や規制があるが、その他地域は県条例に基づく大規模行為の届出と屋外広告物の許可となっている。

第4章 良好な景観形成のための行為の制限（検討の進め方）

- 市独自の景観づくりに取り組むため、**市全域について県条例に準拠した届出**（一定の規模以上のもの）及び**景観形成基準**を定めます
- 重点地区は、現地調査結果を踏まえ、**地区の状況に応じたより細かな基準（色彩や意匠等）**を検討します。



※**町並み保存地区周辺**は、**厳格な規制内容（特定届出対象行為）**の設定を検討。

※**太陽光発電等や屋外広告物**は、別途検討を行う。

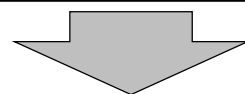
第5章 景観重要建造物、樹木、公共施設

(1) 景観重要建造物、景観重要樹木

地域の**景観上重要な建造物や樹木（他法令の指定のないもの）**は、**国土交通省令で定める次の基準に適合するものを市が指定**し、保全や向上を図ることができる。

【国土交通省令で定める基準】

- 建造物の外観、樹木の樹容が**景観上の特徴**を有し、**良好な景観の形成に重要なもの**。
- 公衆によって容易に望見されるもの。



- 指定されると、所有者等の適正な**管理義務**が発生するほか、建築物については増築や改築、除却、外観等の変更、樹木については伐採や移植等の現状変更には**市長の許可**が必要。
- 指定する場合は、あらかじめ、**所有者の意見**を聞かなければならない。
- この指定は、文化財保護法の規定による指定又は仮指定された建造物及び樹木には**適用されない**。

第5章 景観重要建造物、樹木、公共施設

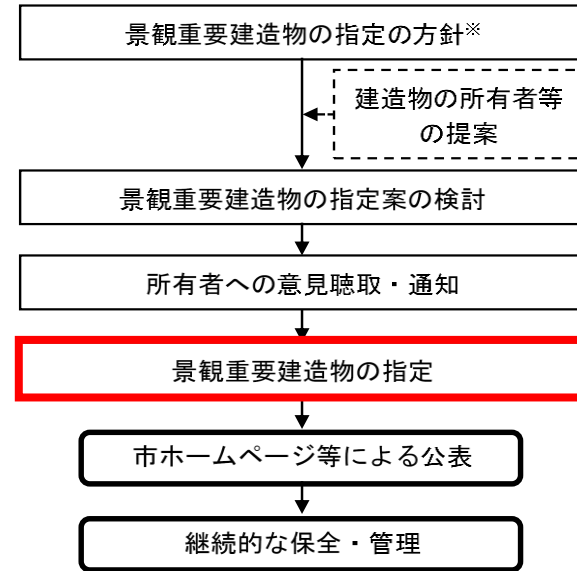
○景観重要建造物の指定方針

- ①竹原市の自然や歴史・文化、産業等の特性が外観に表れた特徴的な建造物
- ②地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物
- ③地域の良好な景観形成や活性化、観光振興等において重要な役割を果たす建造物
- ④その他優れた外観を有し、保全・管理が必要な建造物

○景観重要樹木の指定方針

- ①樹形や樹高等が景観上優れている樹木
- ②地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている樹木
- ③希少性や地域の歴史文化を特徴づける樹木
- ④その他特徴的な樹容を有し、保全・管理が必要な樹木

■指定の流れ（建造物、樹木とも同じ）



※文化財保護法の規定による指定又は仮指定された建造物及び樹木は対象外

■市民アンケート等の意見



【建造物】
日の丸写真館



【樹木】
バンブー公園の桜並木 26

第5章 景観重要建造物、樹木、公共施設

(2) 景観重要公共施設

地域の景観において特徴となっている、道路、河川、都市公園等の公共施設

- 指定されると、**占用許可等**を受ける場合は、**景観重要公共施設の基準に適合**することが必要。
- **整備に関する事項**や**許可等の基準**を定める際には、**当該公共施設の管理者との協議・同意**が必要。

○ 指定方針

- ①地域の景観の骨格を構成する公共施設
- ②地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている公共施設
- ③地域の良好な景観形成や活性化、観光振興等において重要な役割を果たす公共施設

■ 市民アンケート等の意見



総合公園バンブー・ジョイ・ハイツ



国道185号線

○ 景観計画策定、景観17選決定スケジュール（予定）

(1) 竹原市景観計画

本日

12月末

1月

2月

3月

4月

5～6月

- 第4回 景観づくり勉強会
- 第4回 景観計画策定委員会（17選決定，行為の制限等）
- 住民説明会
- 第5回 景観計画策定委員会（景観計画素案【骨子】）
- パブリックコメント（市民意見募集）
- 第6回 景観計画策定委員会（計画とりまとめ，条例案検討）
- 竹原市都市計画審議会（意見聴取・回答）

竹原市景観計画の策定

※令和3年度に条例の制定を行います。

(2) 竹原市景観17選

1次審査（一般投票）
（市民&観光客等）
49作品選定



2次審査 ※本日
（景観づくり勉強会）
25作品程度選定



最終審査
（景観計画策定委員会）
17作品決定

※選ばれた写真は、景観計画やパンフレットへの掲載等を行います。